

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 東京都及び公社の信用を傷つけるおそれがあると認められるとき。
- ③ 中小企業の製品や商品等以外の展示や販売等を行うこと。
- ④ 「特定商取引法」等関連法規等によって罰せられるおそれのある催事等を行うこと。
- ⑤ 法令上禁止されているもの、東京都青少年の健全な育成に関する条例で定める不健全な図書類等、その他これに準ずるもの、及び別表4記載の展示や販売等を行うこと。
- ⑥ 公社の承諾なく販売行為を行うこと、および、公社の承諾なく商品のサンプリングを行うこと。
- ⑦ 飲食や飲酒を伴う会合や催事等で利用すること。
- ⑧ 当該施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ⑨ 発火物、引火物、爆発物、劇物その他危険物を持ち込み。また、火気や大量の水を利用すること。
- ⑩ 政治に関する活動を行うこと。
- ⑪ 宗教の布教活動、勧誘、宗教に関する集会、その他宗教に関する行為を行うこと。
- ⑫ 使用者又は使用者の役員(業務を執行する役員、取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう)もしくは使用者の従業員等が、次の各号のいずれかに該当すること。(次の各号のいずれかに該当する者を、以下「反社会的勢力」と総称する。)
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団員
  - ウ 暴力団準構成員
  - エ 暴力団関係企業
  - オ 総会屋等
  - カ 社会運動等標ぼうロゴ
  - キ 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
    - a 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
    - b 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
    - c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を使用したと認められること
    - d 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - e その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
    - f その他前aからeに準ずる者
- ⑬ 反社会的勢力に自己の名義を使用させ、当施設の使用を申し込むこと。
- ⑭ 反社会的勢力を当施設に出入りさせること。
- ⑮ 自己又は第三者を使用して、次の各号に該当する行為を行うこと。
  - ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - エ 風説を流布する行為、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損する行為、また妨害する行為
- ⑯ 公社の施設運営に支障があると認められるとき。(騒音、悪臭等)
- ⑰ 法令違反の事実が判明したとき。
- ⑱ 本事業の目的以外で利用をするとき。
- ⑲ その他、公社が不適切と認める行為を行うこと。

別表第4 展示・販売等が不可のもの

武器及び武器を模したもの
ポルノ・アダルト関連のもの
動植物等のいきもの
自動車等の乗り物
医薬品関連のもの
中古品
通貨、硬貨、および現金同等品・有価証券等
その他会社が不適切と判断するもの